

第 25 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 24 号

和解及び損害賠償額の決定について

平成29年に発生した熊本県立こころの医療センターの職員による非違行為に関し、次の者と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和元年11月7日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
個人 (非違行為の被害者)	5,333,921円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。